

町県民税の住宅ローン控除の適用を受けるには申告が必要です！

税源移譲の実施に伴い、平成20年度の町県民税から「町県民税の住宅ローン控除」の経過措置が設けられています。この住宅ローン控除の適用を受けるためには、一定の条件が必要ですが、まず町への申告が必要となりますので、その申告についてお知らせします。

■**対象者**／平成11年から平成18年末までに入居して、所得税の住宅ローン控除を受けている方（平成19年以降の入居の方は対象になりません。）で、税率の変更によって所得税が減ることにより、従来控除できていた住宅ローン控除額が引ききれなくなる方が対象となります。したがって、税率の変更によって所得税が減っても、その所得税額から住宅ローン控除額のすべてが控除できる方は適用になりません。
 なお、適用になる場合、**町県民税の住宅ローン控除は、税金をお返しするものではありません。**所得税の住宅ローン控除を受けた年の翌年度の町県民税から減額して調整するものです。

■**申告書**／町では、適用の可能性のある方を対象に申告書（住宅借入金等特別税額控除申告書）及び記載要領を送付します。発送は、1月中旬を予定しています。**2月になっても届かない方はご連絡ください。**

■**申告方法**／

所得税の確定申告をしない方	源泉徴収票（平成20年分）を添付して税務課へ提出
所得税の確定申告をする方	所得税の確定申告書と一緒に税務署へ提出

■**申告期限**／3月16日(月)まで
 ※期限に遅れた場合でも、特別徴収税額決定通知書又は納税通知書がお手元に届くまでに申告してください。
 ※所得税の確定申告をする方は、税務署への提出が町へ提出したものとみなされます。

詳しい制度内容等については、町のホームページ（<http://www.town.matsubushi.lg.jp>）「生活便利帳」→「税金」→「住民税の住宅ローン控除の申告について」を参考にしてください。また、申告書を自動計算して作成するプログラムもありますのでご利用ください。

償却資産 (固定資産税) の申告を お願いします

固定資産税は、土地や家屋の他に償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

法人事業者や個人事業者で償却資産を所有されて前年申告されている方は、平成20年12月に申告用紙を送付しましたので、平成21年1月1日現在の資産状況を2月2日(月)までに申告してください。

◎ **償却資産とは**

会社や個人が事業のために所有している構造物、機械、器具、備品など。（土地・家屋以外の事業に使うことができる資産で、その減価償却費が法人税または所得税の所得の計算上、必要な経費に算入されるもの）

ただし、無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権など）や自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除かれます。

1月中に申告書が送付されないなど、ご質問や疑問な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

■**受付期間**／1月5日(月)～2月2日(月)
 土、日、祝日を除く午前8時30分～午後5時

■**受付場所**／税務課資産税担当